

はじめに NPO法人制度とは？

1 4つの制度（認証・認定・特例認定・条例指定）の違い

平成7年1月に阪神・淡路大震災が発生し、市民ボランティアが大きな力を発揮したことをきっかけに、市民活動団体が簡便に法人格を得られるよう、平成10年3月、「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定され、特定非営利活動法人（NPO法人）の「**認証制度**」がスタートしました。

平成13年10月、資金不足に悩むNPO法人が税制上の優遇措置を受けられるよう、租税特別措置法が改正され、「**認定制度**」が創設されました。

さらに、平成23年6月、NPO法等が改正され、「新しい公共」の担い手となるNPO法人を支援するため、NPO法人制度の抜本的な見直しが行われ、新たに「認定制度」がNPO法に位置づけられるとともに、「仮認定制度」（平成29年4月から「**特例認定制度**」に名称変更）が導入されました。

また、平成23年6月の地方税法等の改正により、各自治体が条例で指定したNPO法人が税制上の優遇措置を受けられる「**条例指定制度**」が創設されました。

NPO法人に関する制度は、次のとおりです。

【表1】 認証・認定・特例認定・条例指定制度の概要

	概 要
認 証	法人格の取得に必要な「認証」を行う制度です。認証後、法務局で登記をすると、法人として成立します。
認 定	一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。
特例認定	設立の日から5年を経過しないNPO法人のうち、運営組織・事業活動が適正な法人に対して、1回に限って3年間のみ、認定に準じた特例認定を行う制度です。
条例指定	個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。条例指定を受けると、その後「認定」を受けやすくなります。

2 NPO法人への税制上の優遇措置

NPO法人が認定・特例認定・条例指定を受けると、そのNPO法人に寄附をした方に対する寄附金税額控除などの税制上の優遇措置を受けることができます。

具体的な優遇措置の内容はそれぞれ異なっており、認定NPO法人は、認定法人自身への優遇措置も受けられます。

【表2】認定・特例認定NPO法人に係る税制上の優遇措置の概要

	税制上の優遇措置	備考
個人からの寄附	所得税と個人住民税の軽減 (寄附金控除)	○所得税(所得控除又は40%の税額控除) ○個人住民税 (都道府県民税4%、市区町村民税6%の税額控除 ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%) (例)10,000円寄附した場合、最大で4,000円(※) 税金が軽減 (10,000円-適用下限額2,000円)×50%=4,000円 ※ 都道府県と市区町村でともに指定されていることが必要
法人からの寄附	法人税の軽減 (別枠の損金算入限度額)	認定・特例認定NPO法人には、別枠の損金算入限度額が設けられているため、一般のNPO法人への寄附と比較して、経費にできる寄附金の限度額が高くなり、寄附した法人(株式会社等)の法人税が軽減
相続人からの寄附 (※認定のみ)	相続税の軽減	寄附をした相続財産が課税対象額から除外されるため、相続税が軽減
認定法人自身への優遇措置 (みなし寄附金) (※認定のみ)	法人税の軽減 (みなし寄附金)	「みなし寄附金」とは、認定NPO法人が収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる制度で、認定NPO法人の法人税が軽減

【表3】条例指定NPO法人に係る税制上の優遇措置の概要

	税制上の優遇措置	備考
個人からの寄附	個人住民税の軽減 (寄附金税額控除)	○個人住民税 (都道府県民税4%、市区町村民税6%の税額控除 ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%) (例)川崎市民が10,000円寄附した場合、最大で800円(※) 税金が軽減 (10,000円-適用下限額2,000円)×2%=160円 (10,000円-適用下限額2,000円)×8%=640円 ※ 都道府県と市区町村でともに指定されていることが必要

★ 認定NPO法人への寄附者に対する寄附金控除が、必ずしも50%にならない理由



認定NPO法人に寄附すると、寄附者は最大50%の寄附金控除を受けることができます。

50%の内訳は、所得税40%、個人住民税10%(都道府県民税4%+市町村民税6%(ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%))となっています。

しかしながら、認定NPO法人への寄附金に対する税額控除率は、50%にはならない場合があります。NPO法に基づく「認定」を取得すると、国税である所得税については、寄附金税額控除の対象となりますが、地方税である個人住民税については、それぞれの自治体の税条例に基づく寄附金税額控除の対象として認められないと、寄附金税額控除の対象にはならないからです。

このため、認定を取得したNPO法人は、寄附者のお住まいの各自治体において、個人住民税の寄附金税額控除の対象となるための手続きを行うことが必要です(一部、手続きが不要な自治体もあります。)

寄附先の認定NPO法人が、寄附者がお住まいの都道府県と市区町村において個人住民税の寄附金税額控除の対象として指定されている場合に、寄附者は50%の税額控除が受けられることとなります(控除上限額を超えている場合等は除く)。

3 指定NPO法人になるメリット

NPO法人の事務所がある自治体で条例指定を受けると、認定基準のうち、最も難しいといわれている基準を満たすことになるため、認定NPO法人になりやすくなります。

この基準は、**PST（パブリック・サポート・テスト）基準**と呼ばれるもので、法人が広く市民からの支援を受けているかを示す指標であり、次のいずれかを満たす必要があります。

- ① 法人の総収入金額に占める寄附金の割合が5分の1以上
- ② その法人に対して年間3,000円以上の寄附をした寄附者が年平均100人以上
- ③ 法人の事務所のある自治体で条例指定を受けている

多くの法人にとって、①や②は満たすのが難しい基準となっていますが、法人の事務所のある自治体で条例指定を受けた法人は、この基準を満たすことになるため、①や②を満たすことが難しい法人も、条例指定を受けることにより、認定NPO法人への道が開けます。

なお、川崎市の指定基準は、認定基準に準じたものとしていますが、認定の基準全てが指定の基準となっているわけではありません。このため、認定を受ける際には、川崎市の指定基準にはなっていない認定の基準を満たす必要があります。

★ 認定NPO法人等になるまでの主な流れ

認定の基準を満たし、直接認定を取得する方法（コース1）のほか、次の方法も考えられます。

まず、認定の基準のひとつであるPST基準を満たすのが難しい場合に、特例認定を経て認定を取得する方法があります。川崎市の条例指定では8%の寄附金税額控除のみですが、特例認定を受ければ、認定法人と同様、最大50%の寄附金税額控除の対象となります。（コース2）

また、PST基準を満たすのが難しくても、事務所のある自治体での条例指定を受けるとPST基準を満たすので、先に条例指定を受け、認定を受けやすくする方法もあります。（コース4）

なお、本市の条例指定の基準を満たすには、一定の「寄附」を集めることが必要ですが、先に特例認定を受け、寄附を募って条例指定の基準を満たし、条例指定を受けて認定を受けやすくする方法もあります。（コース3）

